

弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業基本設計業務公募型プロポーザル【企画提案】に関する質問回答書（令和2年11月27日修正分）

〈誤〉

No	質問区分	質問内容	回答
11	技術提案	計画地は既に建築物が存在する敷地ですので、土地の区画形質の変更を行わない場合は、都市計画法第29条の開発行為の許可は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	計画敷地は、都市計画法第29条による開発行為の許可は必要ありませんが、同法 第34条第2号 による開発協議が必要となります。

〈正〉

No	質問区分	質問内容	回答
11	技術提案	計画地は既に建築物が存在する敷地ですので、土地の区画形質の変更を行わない場合は、都市計画法第29条の開発行為の許可は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	計画敷地は、都市計画法第29条による開発行為の許可は必要ありませんが、同法 第34条の2 による開発協議が必要となります。